

# 申請要領

## 授業料免除

### 令和8年度前期

### 在学生（大学院生・学部留学生）

※日本国籍を有する学部生及び留学以外の在留資格を有する学部留学生はこの申請要領ではなく、新制度対象者の要項に従い申請をしてください（給付奨学金の対象者が申請できます）。

#### 【授業料免除・徴収猶予について】

授業料免除：選考により、授業料の全額又は半額を免除します。各期で申請が必要です。

徴収猶予：選考により、授業料の納入期限を前期は8月末まで、後期は2月末まで延長します。各期で申請が必要です。

※免除申請者の授業料は結果発表まで徴収猶予されます。

授業料の納入日時点では授業料免除の結果が発表されておりませんので、免除／徴収猶予申請者は、申請結果が発表されるまで授業料は納入しないでください。

※免除結果発表後、半額免除者・不許可者の納付期限は

口座振替の方は結果発表月の27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

振込用紙の方は結果発表月の月末

※免除予算には限りがあり、経済的困窮、成績優秀と認められる場合でも、免除とならないことがあります。その場合には期日までに納入できるよう、準備しておいてください。

#### 【対象者】 以下のいずれかに当てはまるものが申請できます。

ア．経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。

イ．主たる家計支持者が死亡し、又は学生本人もしくは主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が著しく困難になった者（事由発生日が前期に属する者は同年度後期の授業料免除、事由発生日が後期に属する者は翌年度前期の授業料免除申請の対象）。

ウ．上記イに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

ただし、下記の①～④のいずれかに該当する者は免除対象となりません。

①前の期の分の授業料を滞納している者

②今期の授業料を既に納入している者

③特別な理由（病気、留学、出産等）無く留年又は修業年限を超えて在学する者  
（詳細は担当窓口を確認すること）

④前の期に学則第31条の規定により懲戒処分を受けた者

#### 【申請方法・申請期日・担当窓口】

申請書及び証明書類を準備し、以下の期間に担当窓口へ提出してください。※土日祝日は除く

所属	申請期間	担当窓口		
農学部	2026年3月18日(水) ～19日(木)	府中地区 学生支援室 学生生活係	042-367-5670	a-gksei2@cc.tuat.ac.jp
農学府	2026年3月25日(水) ～26日(木)			
連合農学研究科	2026年3月23日(月) ～24日(火)			
工学部	2026年3月16日(月) ～19日(木)	小金井地区 学生支援室 学生生活係	042-388-7011	t-life@cc.tuat.ac.jp
工学府	2026年3月23日(月) ～24日(火)	小金井地区 学生支援室 入学試験係	042-388-7014	tnyushi@cc.tuat.ac.jp
生物システム 応用科学府*	2026年3月26日(木) ～27日(金)			
先進学際科学府*				

※やむを得ない事情がある場合にのみ、郵送可。

※やむを得ない事情で上記期間に申請が困難な場合は、必ず事前に各担当窓口で相談してください。申請期間を過ぎたものは、いかなる理由があっても受け付けません。また申請期間最終日は大変混雑することが予想されますので、早めに申請をしましょう。

\*生物システム応用科学府及び先進学際科学府で府中地区に研究室がある者は、農学部本館1階学生支援室府中分室先進学際科学府窓口への提出も可（申請方法や記載内容等についてのお問い合わせは、上記の小金井地区学生支援室入学試験係の連絡先となります）。

## 【申請書類】

書類は全て黒又は青のボールペンで丁寧に記入してください。

提出書類		対象者
1	授業料免除願・家庭状況調書（様式1）	授業料免除を希望する者
2	授業料徴収猶予願※1	授業料の徴収猶予を希望する者
3	証明書類	1～2の1つでも申請する者 次項「証明書類について」を参照のこと。 ※それぞれの状況や家庭状況により必要な証明書類が異なります

※1 授業料徴収猶予は免除申請時にのみ申請可能です。

## 【証明書類について】

申請書類の根拠として、自身に該当する証明書類を申請書と合わせて提出してください。

1～3のうち、複数の申請をする者は同一学期の申請に限り証明書類は同一のものを使用できます。

※ それぞれの状況や家庭状況により必要な証明書類が異なりますので、詳細は別紙「証明書類について（共通）」の説明にて確認してください。

証明書類	全員	該当者のみ	証明書類について（共通） 参照ページ
奨学金受給等申告書（様式2）	○	○（留学生）	
手当等受給申立書（様式3）	○	○（留学生）	
I 家族構成等に関する書類			p.1 参照

	住民票	○	○ (留学生)	
	補足資料		○※1	
II	収入・所得に関する証明書類			p. 1-2 参照
	所得・課税・非課税証明書	○	○※1 (留学生)	
	補足資料		○※1	
III	在学に関する証明書類		○※1	p. 2 参照
IV	特別事情に関する証明書類		○※1	p. 2-3 参照
V	本人に関する書類		○※1	p. 3 参照
VI	独立生計者の認定書類		○※1	p. 3-4 参照
VII	留学生に関する証明書類			p. 4 参照
	生活状況調書 (様式 11)		○ (留学生)	
	健康保険証の写 (表)		○ (留学生)	
	在留カードの写 (両面)		○ (留学生)	

※1 留学生は I ~ VI に加え、「VII 留学生に関する証明書類」項も参照のこと

## 【結果発表】

前期は 8 月、後期は 1 月に SIRIUS 上の学生ポートフォリオの免除タブで発表予定です。

発表時期に自身で SIRIUS にて結果を確認してください。

※免除申請を行い、結果が出る前に休学等をする場合は、原則、免除申請を辞退の上、授業料を納付する必要があります。免除申請をし、結果が出る前に休学等をする方は、必ず各地区学生生活係にご連絡ください。

## 【結果発表後の納入の流れ】

授業料免除申請者

全額免除者	納入は不要です。
半額免除者／不許可者	<p>預金口座振替手続きをされた預金口座から授業料の決定額（半額もしくは全額）を引き落としますので、発表日に指定される期限（口座振替日）の前日までに入金願います。</p> <p>※猶予された場合、諸事情によりやむを得ず預金口座振替手続きをされていない場合は、連帯保証人（留学生は本人宛）に振込依頼書を送付いたしますので、金融機関でお支払いください。その場合の、振込手数料はご負担願います。</p> <p>なお、発表後の授業料徴収猶予を希望する場合は、予め申請（授業料免除と同時）を行ってください（納付を一定期間猶予する選考を行います）。</p>